

議案第 79 号

市議会等の請求によつて出頭した者に対する実費弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例

市議会等の請求によつて出頭した者に対する実費弁償の支給に関する条例（昭和 34 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

狭山市証人等の実費弁償に関する条例

第 1 条を次のように改める。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、市の機関の請求によつて出頭し、参加し、又は出席した者に対する実費の弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条に見出しとして「（実費弁償）」を付し、同条中「別表に定める」を「次条の規定により」に改め、同条第 1 号中「地方自治法」の次に「（昭和 22 年法律第 67 号）」を加え、同条第 2 号中「第 100 条第 1 項」を「第 100 条第 1 項後段」に改め、同条第 9 号中「地方税法」の次に「（昭和 25 年法律第 226 号）」を加え、同号を同条第 11 号とし、同条第 8 号中「地方公務員法」の次に「（昭和 25 年法律第 261 号）」を加え、同号を同条第 10 号とし、同条第 7 号を同条第 9 号とし、同条第 6 号中「公職選挙法」の次に「（昭和 25 年法律第 100 号）」を、「農業委員会等に関する法律」の次に「（昭和 26 年法律第 88 号）」を加え、同号を同条第 8 号とし、同条第 5 号を同条第 7 号とし、同条第 4 号中「第 109 条第 6 項、第 109 条の 2 第 5 項及び第 110 条第 5 項」を「第 109 条第 5 項において準用する同法第 115 条の 2 第 2 項」に改め、同号を同条第 6 号とし、同条第 3 号中「、第 109 条の 2 第 5 項及び第 110 条第 5 項」を「において準用する同法第 115 条の 2 第 1 項」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 2 号の次に次の 2 号を加える。

（3）地方自治法第 115 条の 2 第 1 項の規定により、市議会の会議における公聴会に参加した者

（4）地方自治法第 115 条の 2 第 2 項の規定により、市議会の請求によつて出頭した参考人

第 3 条を次のように改める。

（実費弁償の額及び支給方法）

第 3 条 実費を弁償する場合の額は、狭山市職員等の旅費に関する条例（昭和 53 年

条例第32号。以下「旅費条例」という。)の規定により市長等以外の職員に支給する旅費に相当する額とする。ただし、日当については、旅費条例第16条の規定にかかわらず、1日につき4,000円とする。

- 2 実費を弁償する場合の支給方法は、旅費条例の規定により職員に支給する旅費の例による。

第3条の次に次の1条を加える。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、実費の弁償に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表を削る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第3号及び第4号の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。
- 2 改正後の第3条の規定は、市の機関の請求によって出頭、参加又は出席をするためにこの条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発する旅行については、なお従前の例による。

平成24年11月27日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

地方自治法の改正に伴い、所要の改正をするとともに、市の機関の請求によって出頭し、参加し、又は出席した者に対する実費の弁償の額及び支給方法の規定を改めたので、この案を提出するものである。